

## 第 4 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件 名	概 要									
第 79 号議案	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めている内閣府令の改正に伴い、施設等は支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、代わりに交付される支給認定に係る通知により受給資格等を確認するものとする。</p> <p>[施行日] 公布の日</p>									
第 80 号議案	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>中町学童クラブの移転に伴い、その名称及び実施場所を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">現行</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>中町学童クラブ</td> <td>細工町学童クラブ</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>東京都新宿区中町 25 番地 新宿区立中町児童館内</td> <td>東京都新宿区細工町 1 番 3 号 子ども家庭部細工町事務所内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>[準備行為] 細工町学童クラブの利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</p>		現行	変更後	名称	中町学童クラブ	細工町学童クラブ	実施場所	東京都新宿区中町 25 番地 新宿区立中町児童館内	東京都新宿区細工町 1 番 3 号 子ども家庭部細工町事務所内
	現行	変更後									
名称	中町学童クラブ	細工町学童クラブ									
実施場所	東京都新宿区中町 25 番地 新宿区立中町児童館内	東京都新宿区細工町 1 番 3 号 子ども家庭部細工町事務所内									
第 81 号議案	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>附置義務駐輪場の設置基準について、利便性の向上に資する駐輪場の整備の促進を図るため、次のとおり見直しを行う。</p> <p>(1) 隔地距離の見直し 当該施設から 50 メートル以内に設置 ⇒当該施設から 250 メートル以内に設置</p> <p>(2) 規模の特例 地上階に設置すること等、利便性の向上に資する要件に該当するときは、設置すべき規模の 2 分の 1 までの範囲で減ずることができることとする。</p> <p>[施行日] 平成 31 年 1 月 1 日</p>									

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第82号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター イ 位置 東京都新宿区高田馬場四丁目36番12号 (2) 指定する団体 ア 名称 一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区東五軒町2番2-106号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
第83号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立四谷区民ホール 東京都新宿区内藤町87番地 イ 新宿区立牛込笹塚区民ホール 東京都新宿区笹塚町15番地 ウ 新宿区立角筈区民ホール 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社共立 イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第84号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立高田馬場創業支援センター 東京都新宿区高田馬場一丁目32番10号 イ 新宿区立新宿消費生活センター分館 東京都新宿区高田馬場一丁目32番10号 (2) 指定する団体 ア 名称 有限会社そーほっと イ 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目27番1号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第85号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立信濃町シニア活動館 イ 位置 東京都新宿区信濃町20番地 (2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚二丁目42番7号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第86号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立西早稲田地域交流館 イ 位置 東京都新宿区西早稲田一丁目22番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第87号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中落合地域交流館 イ 位置 東京都新宿区中落合二丁目7番24号 (2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚二丁目42番7号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第88号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北新宿第二地域交流館 イ 位置 東京都新宿区北新宿三丁目20番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人奉優会 イ 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第89号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立本塩町地域交流館 東京都新宿区四谷本塩町4番9号 イ 新宿区立本塩町児童館 東京都新宿区四谷本塩町4番9号 (2) 指定する団体 ア 名称 テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿マインズタワー (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第90号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立北山伏地域交流館 東京都新宿区北山伏町2番17号 イ 新宿区立北山伏児童館 東京都新宿区北山伏町2番17号 (2) 指定する団体 ア 名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第91号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立西新宿児童館 イ 位置 東京都新宿区西新宿四丁目35番28号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社日本デイケアセンター イ 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田猿樂町二丁目2番3号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第92号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立四谷図書館 イ 位置 東京都新宿区内藤町87番地 (2) 指定する団体 ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体 イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目7番10号 ウ 構成団体(代表) 東京都新宿区新宿三丁目17番7号株式会社紀伊國屋書店 構成団体 東京都中野区弥生町二丁目8番15号株式会社ヴィアックス (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第93号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立鶴巻図書館 イ 位置 東京都新宿区早稲田鶴巻町521番地 (2) 指定する団体 ア 名称 ナカバヤシ株式会社 イ 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第94号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立西落合図書館 イ 位置 東京都新宿区西落合四丁目13番17号 (2) 指定する団体 ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体 イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目7番10号 ウ 構成団体(代表) 東京都新宿区新宿三丁目17番7号株式会社紀伊國屋書店 構成団体 東京都中野区弥生町二丁目8番15号株式会社ヴィアックス 構成団体 東京都新宿区百人町一丁目22番26号不二興産株式会社 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第95号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立戸山図書館 イ 位置 東京都新宿区戸山二丁目11番101号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社図書館流通センター イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第96号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北新宿図書館 イ 位置 東京都新宿区北新宿三丁目20番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 ナカバヤシ株式会社 イ 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第97号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中町図書館 イ 位置 東京都新宿区中町25番地 (2) 指定する団体 ア 名称 丸善雄松堂株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第98号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立角筈図書館 イ 位置 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社図書館流通センター イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第99号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立大久保図書館 イ 位置 東京都新宿区大久保二丁目12番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体 イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目7番10号 ウ 構成団体(代表) 東京都新宿区新宿三丁目17番7号 株式会社紀伊國屋書店 構成団体 東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
第100号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立下落合図書館 イ 位置 東京都新宿区下落合一丁目9番8号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社図書館流通センター イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで